

入札参加資格審査資料作成要領

平成 31 年 3 月 6 日（水）の公告に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園内競技用芝グラウンドの公募型指名競争入札に係る技術資料の作成及び提出をするにあたり、公告に記載されていない事項については、当該作成要領によるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県立布勢総合運動公園内競技用芝グラウンド維持管理業務

(2) 業務の目的

鳥取県立布勢総合運動公園内陸上競技場、球技場、補助競技場、多目的広場、野球場の芝グラウンドを常に良好な状態に維持し、利用に沿った最適な状態を提供するために行うものである。

なお、各競技施設の芝グラウンドは、高度な競技大会の開催も可能な施設として整備されており、適正なグラウンド管理により、各種大会等に積極的な利用を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

本件業務は、鳥取県立布勢総合運動公園内の競技用芝生グラウンド（グラウンド外周及び芝スタンドは除く）を常に良好な状態に維持し、利用に沿った最適な状態を提供するために行う業務である。

ア 管理区域：陸上競技場・球技場・補助競技場・多目的広場・野球場の芝生グラウンド

イ 作業内容：芝刈り、除草、目土、散水、施肥、薬剤散布、エアレーション等

(4) 業務の期間

2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から 2024 年（平成 36 年）3 月 31 日までとする。

2 入札参加資格について

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 政令 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者であること。

(4) 平成 31 年 3 月 6 日（水）から同年 3 月 27 日（水）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条 1 の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成 31 年 3 月 6 日（水）から同年 3 月 27 日（水）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

(6) 鳥取県が示す、「平成 31 年度・32 年度植栽管理業務入札参加資格」を有するとともに、その各付区分が造園工事の A 級に登録されている者であること。

(7) 平成 26 年度以降に、10,000 m²以上の競技用芝グラウンドを維持管理した実績があること。

(8) 建設業法第 27 条第 1 項の規定により実施される 1 級造園施工管理の技術検定に合格した技術者を 3 名以上保有し、そのうち 1 名は洋芝（ティフトン）の競技用芝グラウンド（砂床構造のものに限る。）を 3 年以上の期間にわたり管理した経験を有する者で、本件業務に当たっては、平成 31 年 4 月 1 日より管理技術者として専任で常駐させるものとする。

なお、代表者は管理技術者を兼務できないものとする。

(9) 次に掲げる芝生の管理に必要な機械を自己が保有し、又はリース期間が本件業務の履行期間の末日以降に及ぶリース契約により使用する機械等を備えていること。

ア 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）

イ 肥料散布機

ウ 動力噴霧器

- エ スーパー（刈りかす等の集積機）
- オ エアレーション用機器
- カ バーチカルカット用機器

3 資格審査資料の作成等について

- (1) 入札参加資格審査資料作成要領は、平成31年3月6日（水）から同年3月15日（金）までの間に鳥取県体育協会のホームページ（<http://www.sports-tottori.com>）及び鳥取県立布勢総合運動公園のホームページ（<http://www.fuse-sportspark.com>）から入手するものとする。

ただし、ホームページは3月15日（金）午後1時までとする。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

平成31年3月6日（水）から同年3月15日（金）までの日の午後1時まで

イ 提出場所

〒680-0944 鳥取市布勢146-1

鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場事務所

電話：0857-28-7221

ウ 提出方法

持参すること。

エ 問合せ先

イに同じ

(3) 提出書類

ア 提出する技術資料は下記内容で作成すること。

(ア) 同種業務の実施実績（様式第2号）

(イ) 技術職員調書（様式第3号）

(ウ) 配置予定技術者の資格（様式第4号）

(エ) 芝生管理に関する機械調査（様式第5号）及び芝生管理に関する機械写真（様式第6号）

イ 技術資料は(3)の記入要領に基づき作成することとし、A4横書き縦綴じで表紙を添付すること。

(4) 資格審査資料の記入要領

ア 同種業務の実施実績（様式第2号）

(ア) 平成26年度以降に業務が完了している同種業務を実施した実績の中から代表的なものを記載するものとし、記載件数は3件を限度とする。

(イ) 記載に当たっては鳥取県内での実施実績を優先して、県、国（その他公共的団体も含む。）、市町村及び民間の順に記入するとともに、該当業務に係る契約書の写し等内容の確認ができるものを添付すること。

イ 技術職員調書（様式第3号）

(ア) 技術資料提出日において、1級造園施工管理技士の資格を有する常勤の職員を記載し、備考欄に実務経験年数を記載すること。

(イ) 「取得免許の種類」の欄は、1級の造園施工管理技士の交付年月日及び番号を記載すること。

(ウ) 資格を証明する資格者証、合格証明書の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者の資格（様式第4号）

配置予定技術者の資格について記載すること。なお、代表者が技術者を兼務することはできないものとする。

エ 芝生管理に関する機械調査（様式第5号）

(ア) 記載する機械は、次に掲げるものについて記載すること。

a 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）

b 肥料散布機

c 動力噴霧器

d スーパー（刈りかす等の集積機）

- e エアレーション用機器
 - f バーチャルカット用機器（乗用又は牽引式）
- (イ) 記載した機械については、売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。
- (ウ) 落札者は、記載した機械を当該業務に使用すること。
- オ 芝生管理に関する機械写真（様式第6号）
様式第5号に記載したすべての機械の写真を貼付すること。
- (5) 資格審査資料作成に係る質問
- ア 技術資料作成に関する質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより3の(3)ウの場所に平成31年3月11日（月）午後5時までメールすることとし、原則として訪問、電話による質問は受け付けない。
 - イ 質問に対しては、平成31年3月13日（水）までに鳥取県立布勢総合運動公園のホームページにより回答する。
- (6) 提出部数
技術資料の提出部数は2部（1部は写しで可）とする。ただし、機械調書（様式第5号）に記載した機械に係る売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しについては1部とする。

4 技術資料の審査

- (1) 提出された資格審査資料を基に、以下の評価項目及び着目点で審査を行った上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を3月19日（火）までに通知する。

評価項目	評価の着目点
実施実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度以降の同種業務の実施実績 ・実施実績の規模及び内容、発注機関、実施条件等 ・実施、環境対策及び安全対策に関する技術的特記事項 ・芝生管理に必要な機械保有の有無
技術者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・保有技術者の有無 ・配置予定技術者の資格

- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県体育協会会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成31年3月21日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県体育協会会長は、説明を求めた者に対して3月25日（月）までに書面より回答する。

5 その他

- (1) 資格審査資料が提出されることをもって、入札参加意志があるものとする。
- (2) 資格審査資料の提出は、入札参加意向を確認する者であって、資格審査資料の提出があっても入札参加指名業者に指名されるとは限らない。
- (3) 資格審査資料の作成及び提出に要す費用は、これを提出する者の負担とする。
- (4) 提出された資格審査資料等の書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (5) 委託内容に関する説明会は行わない。
- (6) 再委託の禁止
- ア 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託料の額50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託にする業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合
 - ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

